

令和5年4月20日

青森県スケート連盟
会員 各位

青森県スケート連盟
会長 田名部 和彦

令和5年度会員登録について

陽春の候、会員の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、今年度の会員登録の時期になりましたので、下記のように期限厳守で登録料の納入をお願いします。
※登録料の入金を確認したら、登録手続きをいたします。

記

- 登録料振込先 青い森信用金庫 廿三日町支店 (普通) 口座番号 0102530
口座名義 青森県スケート連盟 会長 田名部和彦 (アホリカスケート連盟の代表者 田名部 和彦)
- 登録料 2・3種 12,000 円 日ス連登録(10,000) + 県ス連登録(2,000)
9種 7,000 円 日ス連登録(5,000) + 県ス連登録(2,000)
- 登録期限 令和5年5月19日(金) 厳守
- 問い合わせ先 事務局 〒039-0815 三戸郡南部町大字福田字あかね5-27
仁科恭典 Tel 090-4040-4465
e-mail (自宅) rdsyc593@yahoo.co.jp
(事務局) jimukyoku@aomoriskate.ec-net.jp
- その他(1) 令和4年度に登録していて令和5年度登録しない方、所属クラブを変更される方は、5月19日(金)までに必ずメールにてご連絡をお願いします。
※連絡のない場合は、継続登録と判断させていただきます。
(2) 住所・電話番号・勤務先等が変更になった方はメールにてお知らせ下さい。
(3) スピード会員の方の中で、現在審判員資格がない方で本年度に取得を希望する方、F級からS級に昇級を希望する方はお知らせください。
(4) メールアドレス(PCからのメールアドレスを受信可能なもの)をまだ届け出していない方はお知らせください。
(上記アドレス宛に、所属・氏名・電話番号を記入して送信してください)

諸会議のご案内

年度初めの諸会議を下記のように計画しましたので、ご多忙中とは存じますが、出席対象の会員の方々はご出席下さるよう、ご案内申し上げます。

会議名	月日	時間	場所	主な案件	出席対象者
会計監査	4月27日(木)	15:00	YSアリーナ八戸 中会議室1	諸会計の監査	監事、会長、理事長、 会計担当者
強化委員会	4月29日(土)	17:00	YSアリーナ八戸 小会議室9・10	強化計画立案等 役員改選	強化委員全員
スピード委員会	4月30日(日)	9:30	YSアリーナ八戸 小会議室7・8	競技日程(案)の作成 大会要項(案)の作成等 役員改選	正副委員長、各部長・副部长 小・中・高の代表者
フィギュア委員会	4月28日(金)	18:30	テクノルアイスパーク八戸	競技日程(案)の作成 大会要項(案)の作成等 役員改選	フィギュア委員全員 中・高の代表者
理事会	5月14日(日)	14:00	YSアリーナ八戸 多目的室	決算・事業報告、役員改選 予算・事業計画案、規約改正等	会長、副会長、監事、 理事長、 副理事長、理事
総会	5月14日(日)	17:00	YSアリーナ八戸 多目的室	決算・事業報告、役員改選 予算・事業計画案、規約改正等	全会員

※スピード会員の方は裏面もご確認ください。

【スピード会員の方へ】

「公認審判員更新条件確認表」を添付しました。

1 公認審判員資格についてはJSFスピードスケート競技公認審判員規則により、下記の通り定められています。(抜粋・簡易表現)

(1)公認審判員資格の更新

①S級公認審判員は、2年間を有効期限とし、更新に際し期間中に1回以上審判員セミナー(伝達セミナーを含む)への参加を義務付けるものとし、参加のないものはF級公認審判員資格となる。

※次期更新年度が2024年の方で更新条件に○の無い方は2023年度に審判員セミナー(伝達セミナーを含む)に参加しない場合はF級に移行してしまいますので必ず受講してください。

2023年度の審判員セミナーの日程は決まり次第お知らせします。

②F級公認審判員は、4年を有効期限とし、更新に際し期間中に1回以上審判員セミナー(伝達セミナーを含む)又は4年間に4回以上の公式競技会参加を義務付けるものとする。

※次期更新年度が2024年以降の方で更新条件に○の無い方は更新年度までに要件を満たさない場合は審判員資格を失ってしまいますのでセミナー又は公式競技会(競技役員)に参加してください。

(2)公認審判員の復活申請

F級公認審判員に移行したS級公認審判員は更新直後の11月末日までに審判員セミナー(伝達セミナーを含む)への参加があれば、次回更新時を待たずにS級公認審判員資格を復活することが出来る。

(3)公認審判員の受験資格

①F級審判員は第1種～4種の登録者で、スピードスケートの公式競技会に競技者として参加した者か、これと同等の学識を有すると認められる者。

②S級公認審判員はF級公認審判員として2年以上の経験を有する者の中で、競技会に競技役員として参加し、加盟団体が適任と認めた者。

(4)公認審判員の受験について ※①か②のいずれか

①加盟団体が実施する試験を受講する

②JSF主催の公認審判員中央セミナーに参加する(参加に係る経費は自費)

2 今年度、競技規則集が4年ぶりに改訂されます。価格は未定ですが2019年は2000円でした。

審判資格をお持ちの方は是非ご購入の上、競技規則に精通されますようお願いいたします。

総会の際、購入希望を受付いたします。総会に出席できない方は、電話またはメールにてお知らせください。